

# 菊陽町農業委員会議事録

令和6年9月10日（火）開催

菊陽町農業委員会

# 令和6年度第6回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和6年9月10日（火）午後3時30分から午後5時00分

開催場所 菊陽町役場 防災センター2階 応援活動拠点室①②

## 1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

### 第2 議事

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                             |
| (2) 議案第2号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について                          |
| (3) 議案第3号 | 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則<br>第5条第1項の規定に係る意見決定について |
| (4) 議案第4号 | 中間管理事業（農地利用集積計画）係る意見決定について                       |
| (5) 報告第1号 | 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について                         |
| (6) 報告第2号 | 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について                         |
| (7) 報告第3号 | 農地改良届について  |

## 2 農業委員

### (1) 出席委員（7人）

1番 上村 貴彦	2番 矢野 圭介	3番 吉岡 武彦
4番 相馬 和幸	5番 尾方 孝司	6番 古田 圭輔
9番 田村 昭敏		

### (2) 欠席委員（2人）

7番 山田 裕子	8番 大竹 美鈴
----------	----------

## 3 農地利用最適化推進委員

### (1) 出席委員（9人）

1番 鍋島 信男	2番 緒方 賢悟	3番 梅原 眞一
4番 西本 穂積	5番 鎌田 博昭	6番 秋吉 祐治
7番 中村 正徳	8番 鳥栖 裕二	9番 高田 和幸

## 4 農業委員会事務局職員

事務局職員 山川 和徳

事務局職員 村上 学

事務局職員 吉山 友衣

事務局職員 塩貝 執

## 令和6年度第6回菊陽町農業委員会会議録 議事の経過

—————○—————

### ■事務局

それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。

会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしていただきますようお願いします。

本日の会議への出席は、農業委員総数9名中7名、推進委員総数9名中　名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。

それでは、会長に挨拶をお願いします。

### ◎会長

<あいさつ>

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。

委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

### ■事務局

ありがとうございました。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになります。

それでは、会長よろしくお願いします。

### ◎議長

それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。

議事録署名人に1番　上村委員、3番　吉岡委員にお願いします。

本日の会議書記に事務局の吉山主査を指名します。

以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。

不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところであります。

それでは、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号 番号1を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：辛川字下山立窪2919番1

地目：畠

面積：2, 057m<sup>2</sup>

申請理由については、売買による所有権移転であります。

この議案につきましては、令和6年8月9日開催の本総会で審議し、保留としていたものの再審議ということになります。

お手元に配布しています「現地調査写真」はP2～P5をご覧ください。

前回の審議で以下の2点について、申請者に確認を取ることとなっており、それぞれ書面での提出がありましたので読み上げさせていただきます。

- ①現土地所有者は道路整備による農地売却となった場合の税控除等を知ったうえで、譲受人に売却することに同意しているのか。
- ②譲受人は現在の耕作放棄地状態の農地を解消し、将来的に適切な管理を行なながら耕作していく意思を有しているのか。

それでは、1点目から提出された書面を読み上げさせていただきます。

——1点目読み上げ——

つづきまして2点目に関する書面を読み上げます。

——2点目読み上げ——

以上で議案朗読・説明を終わります。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

ありませんか？

◆9番委員

県の道路の買収の方が、所有者にとっては税控除等があり良いのでは。所有者から書面をいただいた方がいいのでは。

◆2番推進委員

測量が済んでいるのであればそのことはご存じだとは思うが。

◆ 1番推進委員 規模拡大したいのなら、熊本市やJAに相談すれば近くに農地があったのではないか。この件は、譲受人をしっかりとみるべき。この先、きちんと耕作できるのか…。

■事務局 では、道路の買収による税控除があることを所有者がご存じの上で売却されるご意思があるのか、また、遠方からの耕作になるが適切に管理ができるような方策を示していただくということでおよしいでしょうか。

◎議長 他にありませんか？  
議案第1号の番号1の案件について、保留とし、先ほどのとおり次回の委員会で確認事項を示していただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(賛同の声)

よって議案第1号番号1は、保留とします。

次に、議案第1号番号2を議題とします。  
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 議案書の2ページをご覧ください。  
議案第1号 番号2を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。  
申請地：津久礼字松ノ本684番

地目：田  
面積：計1, 106m<sup>2</sup>

申請理由については、贈与による所有権移転であります。

この議案につきましては、令和6年9月2日に現地調査を実施しています。  
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP6～P8をご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容が審査基準に適合するか否か、農地法第3条の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、譲受人は■■■に居住する農業者であり、平成26年まで菊陽町の認定農業者となられ、現在も認定農業者に準じる農業者として十分な農業経験を有する方で、農地の権利取得後も効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するか

どうかについては、水稻や人参の作付を行う予定であり、取得後年間 150 日以上の農業従事が見込まれます。

次に当該農地の異動が町の地域計画と合致しているかについてですが、本日現在で町の地域計画は未策定であり、合致如何による不許可処分に当たらないものと解されます。

最後に地域との調和要件ですが、権利取得後は農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員の補足説明及び意見をお願いします。

◆3番委員

(吉岡)

議案第1号番号2について、3番委員が説明します。

申請者は■■■在住の農業者で、認定農業者になられていたこともある十分な農業経験を有する農業者です。

今回の農地は、親族からの贈与で、農業用機械も備えておられることから今後も適切な管理が行われると見込めますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

ありませんか？

無いようですので、採決を行います。

議案第1号の番号2の案件について、賛成される委員の方の举手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって議案第1号番号2は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第1号番号3を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号 番号3を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：久保田字久保田 1419番

地目：畑

面積：計 186 m<sup>2</sup>

申請理由については、売買による所有権移転であります。

この議案につきましても、令和6年9月2日に現地調査を実施しています。詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP9～P12をご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容が審査基準に適合するか否か、農地法第3条の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、譲受人は菊陽町に居住しながら小規模の農地で作付・管理されており、本日現在で遊休農地化している農地もなく、農地の権利取得後も効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、スイカを中心に家庭菜園に準じる管理として作付けする予定であり、取得後年間60日以上の農業従事が見込まれます。

次に当該農地の異動が町の地域計画と合致しているかについてですが、本日現在で町の地域計画は未策定であり、合致如何による不許可処分に当たらないものと解されます。

最後に地域との調和要件ですが、権利取得後は農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員の補足説明及び意見をお願いします。

◆4番推進委員

議案第1号番号3について、4番推進委員が説明します。

申請者は■■■在住で、■■■■■を退職後、所有農地の大部分を認定農業者に貸付し、残った小規模な農地を管理されています。

今回の農地は、親族である譲渡人から宅地の購入を求められ、それに隣接する農地も併せて購入するよう依頼されたものですが、譲受人は農業用機械も備えておられ、農地の管理経験も十分にあることから、今後も適切な管理が行われると見込めますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。  
委員の質問並びに意見を求めます。  
ありませんか？  
無いようですので、採決を行います。

議案第1号の番号3の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めてます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって議案第1号番号3は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。  
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 農地法第5条は、権利移動が伴う転用でございます。  
議案書3ページの議案第2号番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。  
申請地：原水字柿靄 2791番4  
地目：田  
転用面積：467m<sup>2</sup>  
転用目的は、個人住宅の整備です。

この議案につきましても、現地調査を9月2日に実施しております。  
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP13～P16をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について、農地区分は10ha以上の拡がりがある基盤整備未実施の農地で第1種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。  
一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありま

せんでした。

当該農地は第1種農地であり、原則転用は不可ですが、例外規定である「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可可能と解されます。よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆4番委員

議案第2号の番号1について4番委員が説明します。

申請者は■■■在住の個人で、■■■を有する方です。世界各国の■■■■内施設のメンテナンスを行う職に就いておられ、今後は本申請地を拠点に■■■■内での施設管理を行っていくことです。周辺では最近個人住宅への転用も行われ、農地が減少していますが、西側農地への影響がでないよう申請者に伝達しており、併せて雨水等の管理も都市計画法を遵守して敷地内処理を行うということですので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第2号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第2号の番号1は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項は、令和5年4月1日から適用された改正法で、令和7年3月31日まで、従来の基盤強化法第18条の規定を用い農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として定められています。  
町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。

菊陽町長より令和6年8月27日付で、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書のP4からP12をご覧ください。

利用権設定が12件、所有権移転が2件です。

計画要請の内容は、町内外の認定農業者またはそれに準じる者、認定新規就農者、利用権の再設定による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

◎議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

◆2番推進委員 P10はなぜ金額が違うのでしょうか。

■事務局 日照条件が違うためです。

◎議長 よろしいですか？  
—同意の声—

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第3号の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。  
よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第4号「中間管理機構事業（農用地利用集積計画）に係る意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 菊陽町長より同じく、令和6年8月27日付で、農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画について意見決定を求められています。  
議案書のP13～P16をご覧ください。  
議案書のとおり転貸人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は8件です。  
以上で説明を終わります。

◎議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

— 同 意 の 声 —

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第5号の農地中間管理機構事業による農用地利用集積計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第1号について、議案書のP17、別紙報告のP2からP3をお願いします。「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出(市街化区域)」であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。以上です。

◎議 長

ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、報告第2号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第2号について、議案書のP18、別紙報告のP4からP9をお願いします。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出(市街化区域)」であります。件数は3件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。以上です。

◎議 長

ただいまの報告第2号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

次に、報告第3号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第3号について、議案書のP19、別紙報告のP10をお願いします。  
「農地改良届」であります。件数は1件で申請地は議案書に記載のとおりで、  
届出理由は低湿地のための盛土による農地改良になります。  
添付書類も含めて完備してありましたので、届出を受理しました。  
以上です。

◎議長 ただいまの報告第3号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。  
特に無いようですので、以上で報告第3号を終わります。

次に、報告第3号について事務局の説明をお願いします。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後5時00分終了)

会議の顛末、以上とのおり相違ありません。

令和6年9月10日

会長

議事録署名人

議事録署名人